

那覇市都市計画マスタープラン改定業務及び  
那覇市立地適正化計画策定業務に関するプロポーザルの実施について

那覇市都市計画マスタープラン改定業務及び那覇市立地適正化計画策定業務に関するプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 業務の概要

(1) 業務名称

- ア 那覇市都市計画マスタープラン改定業務
- イ 那覇市立地適正化計画策定業務（その1）
- ウ 那覇市立地適正化計画策定業務（その2）※平成30年度予定業務。

(2) 履行期間

- ア 契約締結日の翌日～平成32年3月31日（火）
- イ 契約締結日の翌日～平成30年3月16日（金）
- ウ 契約締結日の翌日～平成31年3月15日（金）※平成30年度予定業務。

(3) 業務内容

別添業務内容書（案）のとおり。

2 選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、参加資格要件を満たす者のうちから、那覇市都市計画マスタープラン改定業務等プロポーザル審査会の審査により、最も優れた提案を行った者を選定する。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、「那覇市に本店を有する者」又は「那覇市に本店を有する者と那覇市に本店若しくは支店又は営業所を有する者」との2者で構成する共同企業体で、参加意向申出書等の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体の構成員含む）とする。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定第6条に規定する平成29・30年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に

規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前からプレゼンテーションの日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当する者を除く。）
- (6) 本市の市税を滞納していない者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
- (8) 以下の技術者を配置することができる者。
- ①管理技術者
  - ②照査技術者
  - ③那覇市都市計画マスタープラン改定業務の担当技術者
  - ④那覇市立地適正化計画策定業務の担当技術者
- ※管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。
- ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
  - イ RCCM（都市計画及び地方計画）
- ※管理技術者は、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、プレゼンテーションの日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- ※管理技術者、照査技術者、各担当技術者は兼任することができない。

#### 4 手続等

##### (1) 募集要項等の配布

平成 29 年 7 月 19 日（水）から平成 29 年 8 月 8 日（火）の間に、那覇市都市計画課ホームページからダウンロードすること。

##### (2) 提出書類の提出（「参加意向申出書等」及び「企画提案書等」）

- ① 提出期限：平成 29 年 8 月 8 日（火）午後 5 時 15 分まで
- ② 提出方法：事務局に直接持参（郵便及び FAX による受付は行わない。）

##### (3) 事務局

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市都市計画部都市計画課

電 話：098-951-3246（直通）

F A X：098-951-3245

メールアドレス：[T-TOSI001@neo.city.naha.okinawa.jp](mailto:T-TOSI001@neo.city.naha.okinawa.jp)

那覇市都市計画課ホームページ：

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/tokei/>